

廃止措置終了確認における確認要領書

(公益財団法人日本分析センターむつ分析科学研究所)

要領書番号：原規規発第2003256号

令和2年3月25日

原子力規制委員会

1. 目的

本要領は、公益財団法人日本分析センターむつ分析科学研究所における廃止措置終了確認（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第57条の5第3項において準用する同法第12条の6第8項）に適用する。

2. 確認場所

原子力規制委員会 原子力規制庁

公益財団法人日本分析センターむつ分析科学研究所（以下「科学研究所」という。）

青森県むつ市港町4番24号

3. 確認対象の使用施設等

科学研究所 分析棟

（使用施設、貯蔵施設、廃棄施設）

4. 廃止措置計画の認可に係る認可日及び認可番号及び廃止措置終了確認申請日

廃止措置計画認可：平成31年2月22日 原規規発第1902221号

廃止措置終了確認申請：令和元年12月17日付け2019日分析第470号

廃止措置終了確認申請書の一部補正について

：令和2年3月18日付け2日分析第121号

5. 関係法令

法令	当該条項
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）	第57条の5第3項において準用する同法第12条の6第8項
核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年12月9日総理府令第84号）	第6条の6（廃止措置終了の確認の申請） 第6条の7（廃止措置終了の確認の基準）

6. 廃止措置の終了確認の基本方針

核燃料物質の廃止措置の終了の確認は、申請に係る廃止措置の終了が、法第57条の5第3項において準用する同法第12条の6第8項に基づく以下の核燃料物質の使用等に関する規則第6条の7に定める基準に適合するものであることを確認する。

- ① 核燃料物質の譲渡しが完了していること。
- ② 対象施設の土壌及び残存する施設が放射線による障害の防止のための措置を必要としない状況であること。
- ③ 核燃料物質によって汚染された物の廃棄が終了していること。
- ④ 放射線管理記録の原子力規制委員会が指定する機関（放射線影響協会）への引き渡しが完了していること。

7. 廃止措置終了確認の確認項目及び判断基準

廃止措置終了確認において確認する項目及びその判断基準は、以下のとおりとする。

確認項目	確認方法	判断基準
1) 核燃料物質の譲渡しが完了していること。	核燃料物質の在庫がないことを国際規制物質の使用等に関する規則に基づく記録等より確認する。	核燃料物質の在庫がないこと。
	核燃料物質が保管されていないことを目視で確認する	核燃料物質が保管されていないこと。
2) 対象施設に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止のための措置を必要としない状況にあること。	分析棟の管理区域に事故、汚染の実績がなく、汚染検査の結果、表面汚染密度が検出限界未満であることを申請書及び関係書類(原本)により確認する。	分析棟の管理区域の汚染検査の結果、表面汚染密度が検出限界未満であること。
	各設備、物品が確認申請書のとおり残置・撤去されていることを目視にて確認する。	各設備、物品が確認申請書のとおり残置・撤去されていること。
3) 核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物)の廃棄が終了していること。	該当せず。 ^{注1)}	
4) 放射線管理記録(放射線業務従事者の被ばく記録)の原子力規制委員会が指定する機関への引き渡しが完了していること。	放射線影響協会に引き渡されていることを関係書類(原本)により確認する。	放射線管理記録の引き渡しが完了していること。
備考： 注1)：認可を受けた廃止措置計画のとおり、これまで本施設で発生した放射性廃棄物はない。また、廃止措置に伴う作業において発生した放射性廃棄物もない。		

廃止措置終了確認における確認結果

(公益財団法人日本分析センターむつ分析科学研究所)

令和 年 月 日

原子力規制委員会

廃止措置終了確認の対象となる工場等の名称	公益財団法人日本分析センター むつ分析科学研究所
廃止措置終了確認申請 (一部補正)	令和元年12月17日付け2019日分析第470号 (令和2年3月18日付け2日分析第121号)
確認の場所	原子力規制委員会 原子力規制庁 公益財団法人日本分析センターむつ分析科学研究所 青森県むつ市港町4番24号
確認対象の使用施設等	分析棟 (使用施設、貯蔵施設、廃棄施設)
確認日	年 月 日
確認結果	別紙のとおり
確認を行った原子力規制 庁職員の氏名	
日本分析センター 立会者の氏名	
備 考	

確認項目	確認方法	判断基準	確認結果
1) 核燃料物質の譲渡しが完了していること。	核燃料物質の在庫がないことを国際規制物質の使用等に関する規則に基づく記録等より確認する。	核燃料物質の在庫がないこと。	
	核燃料物質が保管されていないことを目視で確認する	核燃料物質が保管されていないこと。	
2) 対象施設に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止のための措置を必要としない状況にあること。	分析棟の管理区域に事故、汚染の実績がなく、汚染検査の結果、表面汚染密度が検出限界未満であることを申請書及び関係書類（原本）により確認する。	分析棟の管理区域の汚染検査の結果、表面汚染密度が検出限界未満であること。	
	各設備、物品が確認申請書のとおり残置・撤去されていることを目視にて確認する。	各設備、物品が確認申請書のとおり残置・撤去されていること。	
3) 核燃料物質によって汚染された物（放射性廃棄物）の廃棄が終了していること。	該当せず。 ^{注1)}		
4) 放射線管理記録（放射線業務従事者の被ばく記録）の原子力規制委員会が指定する機関への引き渡しが完了していること。	放射線影響協会に引き渡されていることを関係書類（原本）により確認する。	放射線管理記録の引き渡しが完了していること。	
備考： 注1)：認可を受けた廃止措置計画のとおり、これまで本施設で発生した放射性廃棄物はない。また、廃止措置に伴う作業において発生した放射性廃棄物もない。			

確認した文書一覧

確認項目	確認した文書（記録及び資料）
1) 核燃料物質の譲渡しが完了していること。	
2) 対象施設に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止のための措置を必要としない状況にあること。	
3) 核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物)の廃棄が終了していること。	
4) 放射線管理記録（放射線業務従事者の被ばく記録）の原子力規制委員会が指定する機関への引き渡しが完了していること。	